リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権の開示対象債権は、「貸出金」となっています

(単位:百万円、%)

区	区分		担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / A
破 綻 先 債 権	平成 26 年度	220	46	173	100.00
	平成 27 年度	86	33	53	100.00
 延 滞 債 権	平成 26 年度	2,921	858	2,037	99.13
一 一 一	平成 27 年度	2,852	753	2,090	99.68
3ヵ月以上延滞債権	平成 26 年度	-	_	_	_
3 万月以上延滞損惟	平成 27 年度	_	-	-	_
「 」貸出条件緩和債権	平成 26 年度	_	_	_	_
貝山米汁板刈貝惟	平成 27 年度	-	-	-	_
合 計	平成 26 年度	3,141	904	2,211	99.19
	平成 27 年度	2,938	786	2,143	99.69

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかっ | 酸粧だ損傷」とは、元本又は利息の文法の選延が相当期向継続していることをの他の事由により た賞出金、未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。 ①更生手続開始の申立てがあった債務者 ②再生手続開始の申立てがあった債務者 ③破産手続開始の申立てがあった債務者 ④特別清算開始の申立てがあった債務者

 - ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者 2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

 - ©原物電の転送再生Xは又接を図ることを目的として利志の収払を潤すした良口金 3. [3 カ月以上延滞債権]とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。 4. [貸出条件緩和債権]とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 - これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるもの ではありません
 - 保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です
 - 7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引出てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。 8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

融資の基本方針(クレジット・ポリシー)

北上信用金庫は、経営理念である『「中小企業の健全な 発展」「住民生活の向上」「地域社会の繁栄」の実現に貢 献する』を実現するため、融資に関する基本方針を定め、 中小企業金融の円滑化と地域経済の発展、繁栄に努めて まいります。

1. 融資の目的と対象

中小・零細事業者、個人を対象に、地域社会の発展に つながる融資を心掛けるとともに、地域社会に密着した 存在感のある金融機関を目指します。

2. コンプライアンス (法令等遵守)

社会的責任と公共的使命を意識し各種法令、規則、規 範等を厳格に遵守するとともに、反社会的勢力への融資 を厳に排除するなど、健全な倫理観に基づく融資判断を 行い、地域社会における当金庫のさらなる信用・信頼に 努めます。

3. 自己責任

全ての融資に信用リスクが存在することを認識し、自 己責任において融資業務の健全性と適切性確保に努めま す。

4. 説明責任

与信取引(融資契約及びこれに伴う担保・保証契約) に際しては、お客様の認識、経験及び財産の状況を踏ま え適切な説明に努めます。

5. 健全な融資慣行の確立

- (1) お客様との節度ある関係を保ち、優越的な地位を利 用する等の不公正な融資は行いません。
- (2) 融資審査にあたっては、融資先の経営状況、将来性、 資金使徒、回収の可能性等を総合的に判断するとと もに、担保・保証について過度に依存しないよう、 キャッシュフローに重点をおいた融資に努めます。
- (3) 事業性の融資を行う場合の連帯保証契約については、 経営に関与しない第三者の個人連帯保証を求めない ことを原則とします。また、経営保証に関しては「経 営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ適 切に対応します。

6. 資産の健全化

融資先の実態把握により、適切な自己査定を実施し、 資産の健全性の維持、向上に努めます。

7. 適正な収益の確保

信用リスク管理により、資産の健全性を図り、信用リ スクに見合った適正な貸出金利の設定により収益を確保 し、収益力の向上に努めます。

8. ポートフォリオ管理

特定の業種、特定の資金使徒、特定の融資先等への 与信集中を避け、信用リスクの分散による安定したポー トフォリオの構築に努めます。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

金融再生法開示債権は、「貸出金」に加え、「債務保証見返」、「未収利息」、「仮払金」を対象としています。

(単位:百万円、%)

	区	分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d)/(a-c)
金	語再生法上の	平成26年度	3,144	3,118	907	2,211	99.20	98.87
不	良債権	平成27年度	2,939	2,930	787	2,143	99.69	99.58
	破産更生債権 及びこれらに	平成26年度	2,841	2,841	733	2,108	100.00	100.00
	準ずる債権	平成27年度	2,655	2,655	601	2,054	100.00	100.00
	危険債権	平成26年度	302	277	174	102	91.68	80.35
	危険債権	平成27年度	283	274	186	88	96.86	90.87
	西竺亚连梅	平成26年度	_	_	_	_	_	_
	要管理債権	平成27年度	-	_	-	-	-	_
正	常債権	平成26年度	43,691					
1 11	. 市 惧 惟	平成27年度	45,316					
合	· 計	平成26年度	46,835					
	āl	平成27年度	48,255					

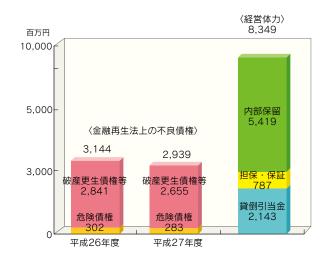
- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」(以下「破産更生債権等」といいます。)とは、破産手続開始、更生手続開始、 再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権 の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 - 3.「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 - 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権等」、「危険債権」、「要 管理債権」以外の債権をいいます。
 - 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

当金庫の金融再生法開示による不良債権は、前期末比 205 百万円減少し、不良債権比率は 0.62 ポイント改善し て 6.09%となりました。

また、これらの不良債権は、担保・保証や貸倒引当金 により99.69%保全されているほか、内部留保を加えた経 営体力 8,349 百万円によりカバーされております。

これら不良債権については、引き続き回収を図るよう取 り組んでいるほか、お取引先の実態把握に努め、お取引 先の経営改善に相協力して全力を上げて取り組むことに より、資産の健全性向上に努めております。

■金融再生法ベースの債務者区分による開示

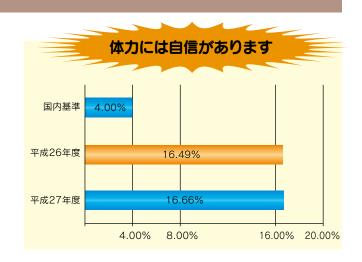


自己資本の充実の状況

自己資本比率とは、リスク・アセット(総資産のうち、 万が一の場合に貸し倒れの可能性がある資産、この資産 に対して危険度に応じた割合を掛けて求めます。) に占 める自己資本の額の割合で、信用金庫の経営状況を把握 する重要な指標です。自己資本比率が高ければ高いほど、 財務の安全性・健全性が高く経営基盤が安定していると いえます。

当金庫の平成28年3月期の自己資本比率は16.66%と なり、国内基準の4%の4倍超、これだけでなく都市銀 行など海外で営業している金融機関の国際基準の8%を も大きく上回る高い水準を維持し、十分な健全性を確保 しております。

また、自己資本の額は 5.745 百万円となり、総所要自 己資本額(リスク・アセット ×4%) 1,379 百万円を大き く上回り、十分な健全性を維持しております。自己資本の



額とは、出資金や過去の利益の積立金などです。今後も、 健全経営に徹し、自己資本の充実に努めてまいります。

自己資本の額

(コア資本に係る基礎項目の額一コア資本に係る調整項目の額) (5.745百万円)

 $\times 100$

自己資本比率 16.66%

信用リスク・アセットの額+オペレーショナル・リスク相当額÷8% (31,750百万円) (2,731百万円)

※自己資本比率(バーゼルⅢ)では、コア資本に係る基礎項目の額から控除される調整項目の額等について、経過措置が設けられております。 当金庫では経過措置を適用のうえ、自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、出資金、利益準備金、特別積立金、 繰越金等から構成されております。自己資本の額のう ち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域 の会員様からお預かりしている出資金が該当します。 出資金の額は平成28年3月期現在325百万円となって おります。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率が 16.66%と国内基準である 4%を充分上回っており、経 営の健全性・安全性を保っております。また、当金庫は、 各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リ スク分散が図られていると評価しております。さらに、 税効果資本である繰延税金資産につきましては、ほと んど依存しておりません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごと に掲げる経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこか ら得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施 策として考えております。なお、経営計画については、 貸出金の計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえ た運用収益など、足元の状況を十分に踏まえたうえで 策定された実現性の高いものであります。

※エクスポージャー:リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には、貸出金、債務保証などの与信取引と有価証券などの投資 資産が該当します。

※繰延税金資産:金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。 会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで 生じます。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

				(単位:百万円)
項目	平成 26 年度	経過措置による 不算入額	平成 27 年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		·		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,516		5,716	
うち、出資金及び資本剰余金の額	319		325	
うち、利益剰余金の額	5,209		5,404	
うち、外部流出予定額 (△)	12		12	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0		△ 0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	78		33	
	78		33	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10		33	
うち、適格引当金コア資本算入額 「海地児グナポート」の第2~ カーファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・	_		_	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	- -		_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額 うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	75 15		14	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,610		5,764	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) のの合計額	額 2	9	8	12
うち、のれんに係るものの額	_	_	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	9	8	12
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	5	22	6	9
適格引当金不足額			_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_		_	_
直通分に取りに伴い追加した自己資本に相当する領 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_	_	_
貞順の時間により生した時間計画を観じめりて自己員本に昇入される観 前払年金費用の額		77		-
	9	37	4	6
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	_	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	_	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	_	_	_	_
│ │うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの │ │額	カ	_	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する のの額	t _	_	-	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	_
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	_	_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの 額		_	_	_
1 ¹⁵⁵ うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する 1のの額	ŧ _	_	_	_
□ うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 □ ¬¬※★に係る調整項目の額	17		18	
コア資本に係る調整項目の額	17		10	
自己資本 「ロン ロン ロ	E E02		E 715	· ·
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,593		5,745	
リスク・アセット等 (3)	04.400		01.750	
信用リスク・アセットの額の合計額	31,122		31,750	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,408		△ 2,450	
│ │ ○ うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに │ │ ○ るものを除く。)	9		12	
うち、繰延税金資産	22		9	
うち、前払年金費用	37		6	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,517		△ 2,517	
うち、上記以外に該当するものの額	39		39	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,775		2,731	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	33,898		34,481	
自己資本比率	33,030		04,401	
自己資本比率 自己資本比率((ハ)/(二))	16.49%		16.66%	·
	10.49%		10.00%	

⁽注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会 がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算 出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	T. # 0	 C 左鹿	T-#-0	(単位・日月日)
	平成 2		平成 2	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	31,122	1,244	31,750	1,270
│ │ ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクス │ │ ぱージャー	33,444	1,337	34,123	1,364
現金	_	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	-	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_
国際決済銀行等向け	_	_	-	_
我が国の地方公共団体向け	-	_	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	_	-	-
国際開発銀行向け	-	_	_	
地方公共団体金融機構向け	140	5	160	6
我が国の政府関係機関向け	120	4	170	6
地方三公社向け	60	2	80	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,667	146	3,720	148
法人等向け	10,430	417	10,736	429
中小企業等向け及び個人向け	5,456	218	5,793	231
抵当権付住宅ローン	1,618	64	1,592	63
不動産取得等事業向け	962	38	849	33
3ヵ月以上延滞等 取ったさる アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	457	18	284	11
取立未済手形	2	0 27	2	0 28
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	697		705	20
		0	1	0
川川貝寺 出資等のエクスポージャー	1	0	1	0
	_		l l	0
単要な出員のエクスホークヤー 上記以外	9,829	393	10,028	401
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普			,	
	4,614	184	4,614	184
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に 係るエクスポージャー	311	12	451	18
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー	415	16	468	18
上記以外のエクスポージャー	4,487	179	4,493	179
②証券化エクスポージャー	_	_	_	_
証券化(オリジネーター)	_	_	_	_
(うち再証券化)	_	_	_	_
証券化(オリジネーター以外)	-	-	-	_
(うち再証券化)	_	_	-	_
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	_	ı	_	_
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるも のの額	108	4	67	2
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった ものの額	△ 2,517	△ 100	△ 2,517	△ 100
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2	0	4	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	_	_	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,775	111	2,731	109
ハ. 単体総所要自己資本額(イ + 口)	33,898	1,355	34,481	1,379

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット× 4%
 - 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 - 3. 「3 ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国 の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャー のことです。
 - 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計値) × 15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当 金庫の資産の価値が減少ないし、消失し、損失を受けるリス クのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリ スクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、 収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、融資の 審査にあたっては、与信業務の基本的な理念・方針等を明示 した「融資の基本方針(クレジット・ポリシー)」及び「与信 判断の指針」が定められており、広く役職員に理解と遵守を 促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分 散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自 己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によ るリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな 角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスク計測にあたっては、しんき んオンラインシステムにおける信用リスク管理システム機能 を用いて、信用リスク量を計測し、信用リスク管理並びに統 合的リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部

門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制と しております。さらに、経営陣による各種委員会等を定期的 に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議し ております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、 監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することに より、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償 却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに 算定しております。正常先、要注意先、要管理先における一 般貸倒引当金については、債務者区分ごとの債権額にそれぞ れ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しておりま す。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受け るなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4つの機関を採用しております。

- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ (S&P)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈信用リスクに関するエクスポージャーの額〉

(単位:百万円)

	期末	残高	期中平均残高		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
信用リスクに関するエクスポージャー	90,239	92,179	95,588	96,282	

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー区分	信用リスクエク	スポージャー期末	残高							
地域区分業種区分			びその他の	ットメント及 デリバティブ バランス取引	債	券	デリバテ	ィブ取引	3 ヵ月以 エクスポ	
期間区分	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
国 内	88,462	88,939	46,835	48,255	13,887	14,024	-	-	2,711	2,481
国 外	1,776	3,239	-	-	100	402	-	-	-	-
地 域 別 合 計	90,239	92,179	46,835	48,255	13,987	14,426	-	-	2,711	2,481
製 造 業	3,132	3,001	3,032	2,901	100	100	-	-	35	34
農業、林業	26	59	26	59	-	1	-	-	-	I
漁業	-	I	-	-	-	1	-	-	-	1
鉱業、採石業、砂利採取業	374	358	374	358	-	-	-	-	-	_
建 設 業	6,624	6,919	6,624	6,919	-	=	-	-	1,028	891
電気・ガス・熱供給・水道業	613	616	212	214	401	401	-	-	-	I
情報 通信業	101	191	97	87	1	100	-	-	-	-
運輸業、郵便業	3,117	2,930	331	361	2,786	2,568	-	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業	3,983	4,184	2,480	2,282	501	401	-	-	-	-
金融業、保険業	23,400	23,948	2,770	2,936	4,756	4,356	-	-	-	-
不 動 産 業	7,020	7,223	6,408	6,114	606	1,103	-	-	274	241
物 品 賃 貸 業	93	97	93	97	-	1	-	-	-	ı
学術研究、専門・技術サービス業	279	322	279	322	-	1	-	-	23	23
宿 泊 業	976	936	976	936	-	1	-	-	43	38
飲食業	1,214	1,162	1,214	1,162	-	1	1	-	4	26
生活関連サービス業、娯楽業	2,703	2,801	2,702	2,587	-	-	-	-	1,124	1,090
教育、学習支援業	60	49	60	49	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	1,871	2,121	1,871	2,121	1	-	-	-	-	-
その他のサービス	1,316	1,311	1,316	1,311	-	200	-	-	67	26
国· 地方公共団体等	20,561	20,530	5,615	6,584	4,733	5,093	-	-	-	-
個人	10,345	10,845	10,345	10,845	-	- 1	-	-	108	108
そ の 他	2,421	2,565		-	100	100	-	-	-	_
業種別合計	90,239	92,179	46,835	48,255	13,987	14,426		-	2,711	2,481
1 年 以 下	10,164	12,120	3,420	3,549	601	512	-	-		
1 年 超 3 年 以 下	6,834	8,491	2,563	3,694	1,319	2,045	-	-		
3 年 超 5 年 以 下	6,829	6,357	4,460	4,740	1,638	500	-	-		
5 年 超 7 年 以 下	7,632	6,559	6,128	5,815	1,218	704	-	-		
7 年 超 10 年 以 下	13,133	16,676	8,744	9,415	2,669	4,241	-	-		
10 年 超	29,204	28,406	19,355	18,977	6,539	6,422	-	-		
期間の定めのないもの	16 439	13 568	2 161	2.063	_	_	_	_		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3 カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが個難なエクスポージャーです。 具体的には、現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 4. CV4 リスクおよび中央清浄機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準して記載しております。

92.179

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財 務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽 減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用 保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、 これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原 資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざま な角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、 お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約 いただく等、適切な取扱いに努めております。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法とし て、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、 担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資 事務取扱規程」における事務取扱手続きや担保物件の評 価手続き等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・ 管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主な保証には、金融機関エクスポー ジャーとして適格格付機関が付与している格付により信 用度を判定するしんきん保証基金保証があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全 ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合が ありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、 適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの 集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に 偏ることなく分散されております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期》		期末残高	
		粉目浅同	ヨ朔垣川領	目的使用	その他	期不浅同	
一般貸倒引当金	平成 26 年度	118	78	_	118	78	
一板貝倒引目並	平成 27 年度	78	33	-	78	33	
個別貸倒引当金	平成 26 年度	2,385	2,211	303	2,081	2,211	
個別負別513並	平成 27 年度	2,211	2,143	169	2,042	2,143	
合 計	平成 26 年度	2,503	2,290	303	2,200	2,290	
合計	平成 27 年度	2,290	2,176	169	2,120	2,176	

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

■未住別の旧別員因うコールの 員山 正直却の 領守									(+12	Z · [[7]]]/		
		個別貸倒引当金										
	期首	は 古	当期均	並 十 口 夕百		当期源	載少額		期末残高		期末残高 貸出金償却	
	州日	沈同	コ州川	自川領	目的	使用	その	り他				
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
製造業	57	_	_	_	57	_	_	_	_	_	1	_
農業、林業	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-
漁業	_	-	_	-	-	-	-	-	_	_	_	-
鉱業、採石業、砂利採取業	_	-	_	-	-	-	-	-	_	_	_	-
建 設 業	967	887	887	768	134	112	833	774	887	768	-	1
電気・ガス・熱供給・水道業	_	-	_	-	-	-	-	-	_	_	_	1
情報通信業	_	1	_	-	-	-	-	-	_	_	_	-
運輸業、郵便業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_
卸 売 業、 小 売 業	10	0	0	-	10	-	0	0	0	_	_	1
金融業、保険業	_	-	_	_	_	1	_	_	_	_	- 1	-
不 動 産 業	99	101	101	127	0	-	99	101	101	127	-	14
物品質貸業	96	_	_	_	96	-	0	_	_	_	- 1	-
学術研究、専門・技術サービス業	18	14	14	17	-	-	18	14	14	17	_	-
宿 泊 業	49	77	77	24	-	52	49	25	77	24	-	-
飲 食 業	51	50	50	58	3	-	48	50	50	58	_	-
生活関連サービス、娯楽業	879	919	919	988	-	2	879	916	919	988	_	-
教育、学習支援業	_	ı	_	_	-	-	-	_	_	_	_	-
医療、福祉	_	-	_	_	-	-	-	-	_	_	_	-
その他のサービス	22	28	28	24	-	2	22	26	28	24	_	_
国・地方公共団体等	_	-	_	_	-	-	_	-	_	-	_	_
個 人	130	132	132	134	-	-	130	132	132	134	_	-
合計	2,385	2,211	2,211	2,143	303	169	2,081	2,042	2,211	2,143	1	15

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト		エクスポージャーの額							
	平成 2	6 年度	平成 2	7 年度					
区分 (%)	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し					
0%	-	21,836	-	22,142					
10%	-	4,634	-	5,016					
20%	1,002	19,141	801	19,342					
35%	_	4,751	_	4,658					
50%	501	2,700	903	2,574					
75%	4,140	9,734	4,412	10,035					
100%	193	19,356	324	19,262					
150%	100	173	100	108					
250%	-	971	-	992					
1,250%	-	ı	_	-					
その他	_	1,000	_	1,504					
合 計		90,239		92,179					

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っ ているため、「地域別」の区分は省略しております。
 - 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載し ております。
- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 - 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリス ク・ウェイトに区分しています。
 - 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経 過措置による不算入分を除く)、CVA リスクおよび中央 清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保	証	クレジット・デリバティブ		
ポートフォリオ	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	607	601	11,790	12,410	_	-	

⁽注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

|派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り 回避すべきリスクであり、当金庫では「統合リスク管理の 基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組を整備すると ともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リ スクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努 めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体 となり、厳正な事務取扱規程の整備、その遵守を心掛ける ことはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、 さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品 質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システムリスク管理規 程 | に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確に し、定期的な検査を実施し、安定した業務遂行が出来るよう、 多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に 努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による 苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ 体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢 の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に 努めております。

当面、自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・ リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用して おりますが、さらなる高度化を目指し検討を進めてまいりま す。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスク の状況については、常務会をリスク管理の統括部署として、 統合リスク管理運営委員会、ALM委員会にて協議検討を 行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告する態勢 を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手 法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。











銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は 株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識 については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリ スク計測によって把握しているほか、当金庫の抱える 市場リスクの状況を定期的に経営陣及び ALM 委員会に 報告するとともに、設定されたロスカット・ルールを 遵守し運用を行っております。また、リスク管理にお いてストレステストなど複合的なリスク分析を実施し、 自己資本比率に与える影響の把握に努めております。

一方、非上場株式、信金中金出資金、その他出資金 等に関しては、金庫が定める「償却引当基準」に則っ

た適正な処理により、運用管理を行っております。ま た、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした 評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、 その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、 適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金 庫が定める「有価証券会計基準」及び日本公認会計士 協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、 適正な処理を行っております。

■出資等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	平成 2	6 年度	平成 27 年度			
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価		
上 場 株 式 等	121	121	158	158		
非 上 場 株 式 等	266	266	406	406		
合 計	387	387	564	564		

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			平成 26 年度	平成 27 年度
売	却	益	-	1
売	却	損	-	-
償		却	-	_

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				平成 26 年度	平成 27 年度
評	価	損	益	22	6

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				平成 26 年度	平成 27 年度
評	価	損	益	-	1















銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産 価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、 当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、 適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムや有価証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの 算定手法の概要

金利リスク算定の前提は右記の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

「金利ラダー方式」

コア預金

対 象:流動性預金全般(当座預金、普通預金、貯

蓄預金等)

算定方法:①過去5年の最低残高、②過去5年の最大

年間流出量を現在残高から差引いた残高、 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最

小の額を上限

満 期:2.5年

・金利感応資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

99 パーセンタイル値または1パーセンタイル値

・リスク計測の頻度

月次(月末基準)

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	運用	勘定		調達勘定	
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 26 年度	平成 27 年度
貸 出 金	280	283	定期性預金	21	20
有 価 証 券	305	381	コア預金	9	9
預 け 金	128	121	その他	0	0
運用勘定合計 (A)	713	785	調達勘定合計 (B)	30	29

(単位:百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
銀行勘定の金利リスク (C)=(A) - (B)	683	756

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(貸出金、有価証券、預け金、預金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、1 パーセンタイル値、99 パーセンタイル値(保有期間 1 年間、最低 5 年間の観測期間で計測される金利変動をもとに算出したパーセンタイル値による金利リスク)として銀行勘定の金利リスク量を算出しております。
 - 2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を2.5 年満期の預金としてリスク量を算定しております。
 - 3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。 運用勘定の金利リスク (785 百万円) - 調達勘定の金利リスク (29 百万円) = 銀行勘定の金利リスク (756 百万円)











金融の自由化、国際化の進展、金融技術の発展等により、 金融機関の抱えるリスクは急激に拡大、多様化してきてお り、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まって おります。このような金融環境のもと、当金庫は地域金融 機関としての役割を果たし、地域の皆様の信頼を確保する

ため、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付 け、多様なリスク等の正確な把握、適切な管理・運営を通じ、 「経営の健全性の維持」と「適正な収益の確保」の双方に バランスのとれた経営に努めるとともに、リスク管理態勢 の整備に積極的に取組んでおります。

統合リスク管理の基本方針

1. 健全経営

当金庫は、健全かつ安定した経営を行うため、資産・負債の総合管理を徹底し、自己資本の充実に努める。

2. リスクのコントロールと極小化

当金庫は、コントロールすべきリスクと極小化すべきリスクに分類して管理する。

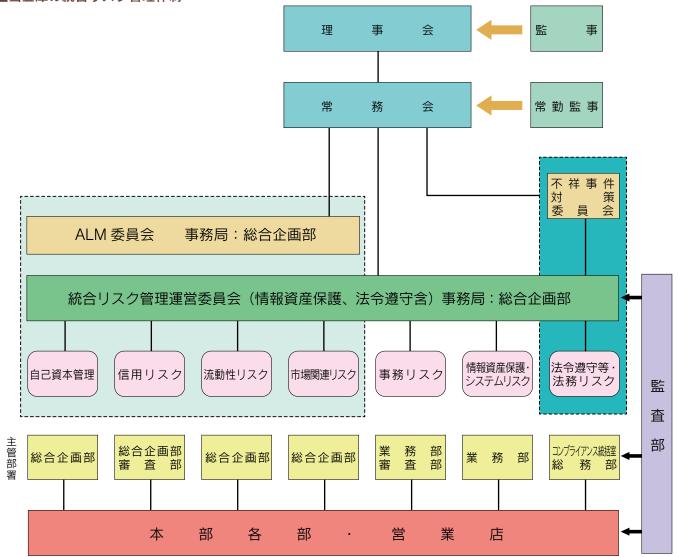
3. 適切な統合リスク管理

当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう適切に管理する。

4. 安定収益の確保

当金庫は、総合的なリスク等の管理の徹底により、リスク等に見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化 を図る。

■当金庫の統合リスク管理体制



信用リスク

信用リスクとは、貸出先や投資先の財務状況の悪化等 により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少 あるいは消滅し、損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、「企業

格付制度」「不動産担保評価管理」のシステム等の導入、 中小企業相談支援チームの設置により金庫内で情報共有 を行っているほか、職員の内・外部研修を通じて知識の 向上を図り、審査能力の強化にも努めております。

市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産(貸出金・有価証券など) 負債(預金など)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、 株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、 外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の3つのリスク からなります。

当金庫では、ALM (資産・負債の総合管理) 委員会 を設置し、経済・金利見通しなどに基づき、調達・運用 に関して柔軟な管理を行い、健全な資産・負債の管理と、 適正な収益確保に努めております。また、毎年、有価証 券等の保有限度額やリスクの許容範囲を設定して資金運 用の管理・運営を実施しているほか、BPVや市場VaR 等のリスク指標の分析やストレステストの実施により複眼 的にリスクの状況を把握し、リスクのコントロールに活用 しております。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより通常 より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり(資 金繰りリスク)、市場の混乱などにより通常よりも著しく 不利な価格での取引を余儀なくされること(市場流動性 リスク)などにより損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、常に効率的な運用に努めているほか、支 払準備資金を信金中央金庫※などに預け入れするととも に、同中央金庫が流動性への対応を図るといった業界と してのバックアップ機能も整っております。

※信金中央金庫については、56ページをご参照ください。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや事故・不正等により損 失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、諸規程や法令等遵守の視点にたって、監 査部が定期的に内部監査を実施し、また、各部署に対し て定例自店監査の実施を義務付けるなど、日常業務にお

ける事故・事務ミスの未然防止と事務管理の厳正化に努 めております。

また、各種システムの見直しや内部規程の整備を図り、 事務処理の改善と効率化に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、オンラインシステム等各種コン ピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不 備、さらには不正利用などにより損失を受けるリスクを いいます。

当金庫では、万が一システムが停止した場合でも、必

要な業務態勢が維持できるように「緊急事態対応マニュ アル」を整備し、模擬訓練の実施などで備えております。 また、システムの不正利用や情報漏洩などにより損失 を受けるリスクを排除するため、セキュリティ管理体制 の充実を目指し、取組んでおります。











統合的リスク管理態勢

統合的なリスク管理とは、健全性の確保と収益性の向 上を図ることを目的に金庫の各種業務執行に伴い発生す る様々なリスクを正しく把握し、かつ、金融情勢の変化に 対応できるようにリスクを統合的に管理することです。

当金庫では、信用リスク、金利リスク、株価変動リスク、 為替リスク、オペレーショナル・リスクに区分し、各リス

ク量を把握することによって、リスクを統合的に管理して おります。また、そのリスク量が適切に定めた経営体力(自 己資本) の一定範囲の中でリスク・コントロールを行うと ともに、収益の極大化を追求しバランスのとれた経営を 行っていくため、リスクカテゴリ毎にリスク資本配賦を行 い、配賦枠内での事業運営を行っております。

統合的なリスク管理におけるリスクの算出方法

1. 信用リスク

信頼区間 99%、回数 100,000 回、観測期間 1 年の VaR (バリュー・アット・リスク) とし、モンテ カルロ・シミュレーションの方法によりリスク量を 算出しております。

2. 金利リスク、株価変動リスク、為替リスク

信頼区間 99%、保有期間 252 日(1 カ月 21 営業 日とする)、観測期間5年のVaRとし、共分散行 列法によりリスク量を算出しております。

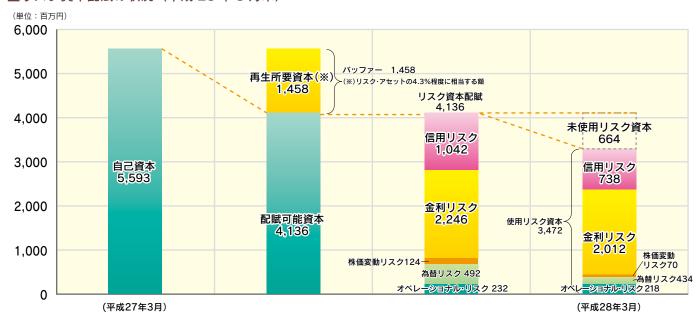
3. オペレーショナル・リスク

自己資本比率規制における基礎的手法により、毎年 の業務粗利益の15%の過去3年間の平均値として 算出しております。

4. バッファー

未計測リスク等への備え、及び一定水準の自己資 本比率を維持する目的で、リスクアセットの 4.3% 相当額をバッファーとして設定しております。

■リスク資本配賦の状況(平成28年3月末)



※配賦可能資本は、平成27年3月末の自己資本総額5,593百万円をベースとして設定しております。 なお、平成28年3月末の自己資本総額は5,745百万円となっております。 ※使用リスク資本の各リスク量は、平成28年3月末の数値です。

※ VaR (バリュー・アット・リスク)とは、将来において特定の期間内に、ある一定の確率内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度 まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出する手法をいいます。

※モンテカルロ・シミュレーションとは、乱数を用いたシミュレーションを何度も行うことにより、近似値を求める手法をいいます。

※共分散行列法とは、リスクファクターが正規分布にしたがって変動し、リスクファクターに対する該当資産・負債の現在価値の感応度が 一定であると仮定してVaRを算出する方法をいいます。



内部統制(ガバナンス)態勢について

組織は、戦略と実効性ある体制整備が確保されている かを検証し、見直していく必要があります。それが経営 への規律付けとしてのガバナンスです。ガバナンスには、 ア) 会員・顧客のニーズに即した経営を行い、安定的に 利益を上げていく「企業生産・効率性のガバナンス」と、 イ) 法規範・社会規範に反しない「企業規範・倫理性の ガバナンス」があります。イ)につきましては、コンプ ライアンス (法令等遵守) 態勢として次の項目を参照く ださい。これらのガバナンスの規律付けの方法としては、 組織内部によるガバナンスと組織外からのガバナンスの 2つがあります。更に最近では、地域社会にとって有用 な金融活動をしているかという社会的公正性に関するガ バナンスも注目されております。信用金庫のガバナンス の基本は「会員による自治」です。また、風評リスクの 発生は、信用金庫の事業基盤そのものの揺らぎにつなが る可能性が高く、その意味では、「地域からのガバナンス」 も強く働いています。したがって、信用金庫のガバナン スでは、情報開示や日々の事業活動を通じて会員・顧客、 そして地域社会との緊密なコミュニケーションを深め、 生産・効率性、規範・倫理性、そして社会的公正性との バランスが取れた態勢整備に向けて不断の見直しが必要 となります。

情報開示は、地域社会との重要なコミュニケーション

手段であり、その頻度もさることながら、チェック体制 を整備し「正確性」を確保しなければなりません。また、 財務報告にとどまらない「積極性」を兼ね備えた取組み が求められています。

当金庫では、毎年、総代、地方公共団体、報道機関、 当金庫OB会・職員向けに、財務報告にとどまらず、経 営理念や単年度計画及び長期経営計画、地域貢献活動 等についての説明会を開催し、それに基づく具体的成果 なども分かりやすい形で説明することを心がけます。さ らに、平成27年度は昨年度に引き続き各地区ごとに総 代懇談会を開催し、総代との意思疎通の充実を図りまし た。これがCSR(企業の社会的責任:Corporate Social Responsibility)の取組みの一つです。これにより他金融 機関との差異が明確になり、地域からのガバナンスも働 きやすくなり、信用金庫のガバナンスが強固になります。 会員・顧客、地域の皆様に当金庫の事業内容をご理解い ただく活動が重要であると認識し、これからもより多く の方々に、当金庫の現況を説明してまいりたいと考えて います。

当金庫では、内部統制に関する体制の整備とその実効性を確保するため「内部統制基本方針」を定めております。この方針において掲げた体制等を構築し、業務の健全性・適切性の確保に努めてまいります。

「北上信用金庫内部統制基本方針」において掲げる体制

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法及び同法施行規則に基づき、内部統制基本方針を定め、役職員に周知させることとする。

- 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員の指示の実行性の確保に関する事項
- 7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の 処理に係る方針に関する事項
- 10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制











コンプライアンス(法令等遵守)態勢について

コンプライアンスとは、一般に「法令等を厳格に遵守し、 社会規範を全うすること」をいいます。当金庫が地域社 会・経済の発展に貢献していくという公共的使命を果た すために法令等遵守を経営の重要課題の一つとして位置 付け、「北上信用金庫法令遵守要領」により役職員が遵 守すべき倫理規範および行動規範を示すとともに、全役 職員に「信用金庫職員の服務と倫理」、「職員行動チェッ クリスト (携帯版)」を配布し、職員一人一人がコンプラ

イアンスに対する一層の理解と意識の高揚を図るよう徹 底しております。

今後も引き続き、より次元の高いコンプライアンスの 理念と体制強化に努めてまいります。

当金庫では、社会の規範となる企業倫理の確立のため 「北上信用金庫の企業倫理」を定め、その実現に向け全 役職員が積極的に取組んでおります。

北上信用金庫の企業倫理

- ① 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
 - 金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- ② 質の高い金融サービスの提供と地域社会発展への貢献

金庫は経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、 セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の 発展に貢献する。

- ③ 法令やルールの厳格な遵守
 - 金庫はあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行 する。
- ④ 地域社会とのコミュニケーション
 - 金庫は経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
- ⑤ 従業員の人権の尊重等
 - 金庫は従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
- ⑥ 環境問題への取組み
 - 金庫は資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環 境問題に積極的に取り組む。
- ⑦ 社会貢献活動への取組み
 - 金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積 極的に社会貢献活動に取り組む。
- ⑧ 反社会的勢力の排除
 - 金庫は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

コンプライアンス誓約

私は、次のことを誓います。

- 一、社会の法令・ルールを守ります。
- 一、金庫の就業規則等を守ります。
- 一、交通ルールを守ります。
- 一、地域との信頼関係を大切にします。
- 一、家族が悲しむことはいたしません。

役職員全員が、「コンプライアンス誓約」に 署名し、常に携帯しております。

私たちは、法令等を厳格に遵守し 社会の規範となる企業倫理の 実現に向け積極的に取組んでいます。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な 経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮 断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、 これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども北上信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、 以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密 な連携関係を構築します。
- 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針

当金庫は、金融を中心とした多様なサービスを提供す る金融機関として、適切な利益相反管理体制を確保す

ることを目的として以下の通り、利益相反管理方針を 策定いたしました。

「利益相反管理方針」の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づ き、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利 益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
- (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
- (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることによ り管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反 管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および内部規則等を遵守するため、役職員等を 対象に教育・研修等を行います。
- 5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、 「適合性の原則」「不招請の勧誘」「適正な勧誘」に関す る勧誘方針を定め、これを遵守し勧誘にあたります。

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図 ることとします。

- 1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と 商品説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていた だくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役 職員の知識の向上に努めます。
- 4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。



保険募集指針

当金庫では、お客様の幅広いニーズにお応えするため、 生命保険の取扱いを行っております。法令等を遵守した 適切な保険募集を行うための指針として、「保険募集指針 | を以下の通り定め、適正な保険募集に努めております。

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- ○当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- ○当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社である こと、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- ○当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- ○当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限 が課せられています。
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商 品をお取扱いできません。
 - ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
- (2)「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部 の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます) を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ・生存または死亡に関する保険金額等:1,000万円
 - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ①診断等給付金(一時金形式):1保険事故につき100万円
 - ②診断等給付金(年金形式):月額換算5万円
 - ③疾病入院給付金:日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④疾病手術等給付金:1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- ○当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業 務にも適切に対応いたします。
 - なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこと がございます。
- ○当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦 情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。 北上信用金庫苦情相談所(北上信用金庫 総務部)電話番号:0197-63-2307 受付時間: 当金庫営業日の午前9時~午後5時





















環境問題への取組み

当金庫では、地球温暖化の取組みの一環として、クー ルビズ及びウォームビズを実施しております。皆様のご 理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

クールビズについては、営業店内の冷房温度を控えめ に設定させていただき、職員はノーネクタイの軽装で対 応させていただいております。

ウォームビズについては、営業店内の暖房温度を控え めに設定させていただき、職員は温度に合わせて重ね着 などで調整させていただいております。

引き続き金庫を挙げて節電に努めてまいります。

特殊詐欺防止への取組み

当金庫では、社会問題となっている「特殊詐欺」の防 止に役職員一丸となって取組んでおります。「特殊詐欺」 防止の対策として、窓口での声がけ、渉外担当者の訪問 先での声がけ、ATMコーナーの巡回、ATM画面での 注意喚起、店頭・ATMコーナーへの注意喚起ポスター の掲示などを実施しているほか、平成27年5月から当 金庫に年金振込口座をお持ちのお客様を対象に「うっか り防止シール」の配布を開始しました。さらに、年金振 込日には、店頭で注意喚起のチラシを配付し声がけを行 うとともに、ATMコーナーの巡回を強化し、「特殊詐欺」

防止に取組んでおります。平成28年3月25日には、当 金庫常盤台支店(支店長:山田岳)において、架空請求 による特殊詐欺事件を未然に防止したとして、北上警察 署津田署長様より感謝状を贈呈されました。

また、特に携帯電話でATM 操作を指示して、お客さ まの大切な資金をだまし取る還付金詐欺が多く発生して いることから、ATMコーナーでの携帯電話の使用はご 遠慮いただいております。お客さまが金融犯罪被害に遭 われないための防止策であることをご理解いただき、ご 協力くださいますようお願い申し上げます。

大規模災害・新型インフルエンザに係る事業継続計画について

地域に根ざした経営を行う当金庫にとって、地域経済 や住民生活に必要となる金融サービスの提供を維持・継 続することは最大の使命です。金融機関にとって重要な 業務が、大規模災害の発生や新型インフルエンザの大流 行などによって中断を余儀なくされる可能性があります。 このような事態が予想される場合、予め対応計画を策定 するなど事業継続体制を整備することが求められており ます。

大規模災害や新型インフルエンザの発生が重大なリス

クであることから、大規模災害発生時における役職員と その家族、更にはお客様の安全確保及び二次災害(被害 拡大)の軽減に努めつつ、優先すべき重要な業務の継続 を図ること、また、新型インフルエンザ大流行時(パン デミック)における、役職員およびその家族ならびにお 客さまへの感染拡大を予防するとともに、地域住民の生 活に必要となる金融サービスの提供を維持・継続するこ とを目的として、「事業継続計画」を策定しております。



うっかり防止シール





感謝状

金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または総務部で受け付けています。

- 1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。 苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務部)

所:岩手県北上市本通り一丁目5番30号

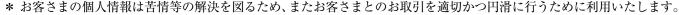
T E L:0197 - 63 - 2307 (内線 201)

F A X: 0197 - 63 - 6639

受付時間:午前9時~午後5時(当金庫営業日)

受付媒体:電話、手紙、面談

* 各営業店の連絡先につきましては、52、53ページを参照願います。



4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情 等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記北上信金苦情相談所にご相談ください。

	全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)			
1. 住所	〒 103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7			
2. 電話番号	03 - 3517 - 5825			
3. 受付日/時間	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く)9:00~17:00			
4. 受付媒体	電話、手紙、面談			

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター 等で紛争の解決を図ることも可能ですので、北上信金苦情相談所または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、 各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

			東京三弁護士会	
名	称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住	所	〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 3	〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 3
電	話 番 号	03 - 3581 - 0031	03 - 3595 - 8588	03 - 3581 - 2249
受時	付 日 間	月〜金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00	月〜金(祝日、年末年始除く) 10:00〜12:00、13:00〜16:00	月〜金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

6.東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2) の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または北上信金苦情 相談所にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあた ります。

例えば、お客さまは、岩手弁護士会等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人 とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

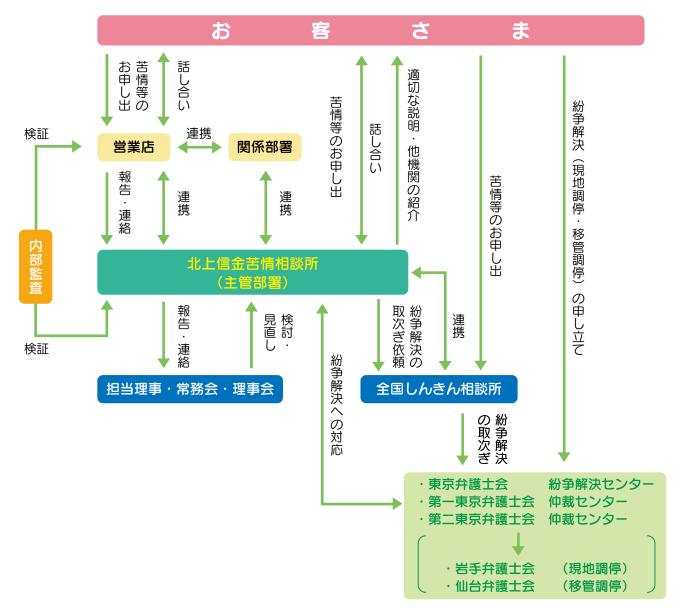
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会等に案件を移管し、当該弁護士会等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、 内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店に責任者をおくとともに、北上信金苦情相談所がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および北上信金苦情相談所が連携したうえ、速やか に解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に 応じて手続の進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご 要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター 等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行 います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組み体制





情報セキュリティ管理態勢について

金融業務を継続的・安定的に行うため、当金庫が保有 する顧客情報を含めた多くの情報を適切に保護し、管 理しなければなりません。万が一にも情報資産の漏洩、 不正利用が行われたり、災害、故障等により情報を活 用するための各種システムが停止した場合には、金庫 業務の遂行に多大な影響を与え、多大な損失がもたら されることになります。

当金庫は、情報資産および情報システムに対する安 全性は欠くことのできない責任であることを十分に認 識し、金庫システムの安全性と信頼性を維持・管理す

ることを「情報資産保護安全対策基本方針(セキュリ ティポリシー)」として定め、具体的運用規定(セキュ リティスタンダード)により運用を定めております。

また、個人情報保護法に対応するため、「個人情報保 護宣言 (プライバシーポリシー)」、「個人情報の保護と 利用に関する規程」等を作成し、本部各部署、各店毎 に個人データ管理者および取扱者を設け、厳正な管理 に努めております。また、各種研修等を行い、取扱い について役職員への周知徹底を図っております。

情報資産保護安全対策基本方針 <u>(セキュリティポリシー)</u>

セキュリティ スタンダード

■ 顧客情報管理規定

- 2 電子情報管理規定
 - 3 機器設備管理規定
 - 4 外部委託管理規定
 - 5 情報システム利用規定
 - 6 インターネット利用規定

個人情報の用語について

①個人情報 ………………………… 住所・氏名・電話番号・生年月日等特定の個人を識別できる情報をいいます。

②個人情報データベース等 …… 個人情報を含む情報の集合物のことで、特定の個人情報をコンピューターを用いて検索で

きるように体系的に構成したものや、目次、索引、符号その他検索を容易にするためのも

のを付し、一定の規則に従って整理したものをいいます。

③個人データ ……………… 個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

④保有個人データ …………… 開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者提供の停止のすべて

に応じることのできる権限を有する個人データであって、次のもの以外をいいます。

I. 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は 財産に危害が及ぶ恐れがあるもの。

Ⅱ. 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又 は誘発する恐れがあるもの。

Ⅲ. 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害される恐れ、他国も しくは国際機関との信頼関係が損なわれる恐れ、又は他国もしくは国際機関との交渉 上不利益を被る恐れがあるもの。

Ⅳ. 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他 公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶ恐れがあるもの。

V. 6ヶ月以内に消去するもの。

個人情報によって識別される特定の個人をいいます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利 用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に 関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

> 平成 27 年 11 月 24 日 北上信用金庫

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

- (1)個人情報の取得
- ●当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人 情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、 資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ■お客様の個人情報は、
- ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出をいただく書類等に記載されている事項
- ②営業店事務部門窓口担当や渉外部門担当等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④各地手形交換所等の共同利用者や個人情報関係機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。
- (2)個人情報の利用目的
- ●当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって 利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ●お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。
- A. 個人情報 (個人番号を含む場合を除きます) の利用目的
- (利用目的)
- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ①提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ②各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (3)その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (法令等による利用目的の限定)
- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供 いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以 外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- B. 個人番号の利用目的
 - ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。
- (3)ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個 人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引店または下記のお問い合わせ先までお申出ください。

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

●お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

●お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必 要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

●お客さまからの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

●以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、例えば次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。 ●キャッシュカード発行・発送に関わる事務

- ●定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ●ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ●情報システムの運用・保守に関わる事務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫苦情 処理相談所までご連絡下さい。

【個人情報に関するご相談窓口】

北上信用金庫 北上信金苦情相談所

住所:〒024-0094 岩手県北上市本通り一丁目5番30号 電話番号:0197-63-2307



地域社会の発展と活性化をめざして

トピックス(平成 27 年度)

平成 27 年	然19日北上台田人民を小たましま。上人/北上松人守私八扇)	10月20日	「北上市高齢者見守り安心ネットワーク事業」の協力事業者として、北上市と協定書を締結
4月26日	第13回北上信用金庫杯少年サッカー大会(北上総合運動公園)	10月22日	「地域起業家育成塾2015」開講式(男性14名、女性4名、計18名)
6月10日	期間限定定期預金「きたしん地域応援定期預金」取扱い ~8月31日		第6期「きたしん次世代経営塾」第3回勉強会(ブランニュー北上)
6月12日	第67回通常総代会(ブランニュー北上)	10月23日	第2回北上信用金庫杯パークゴルフ大会開催
6月15日	「信用金庫の日」PR活動(全店)		(北上わがパークゴルフ場)
	希望郷いわて国体・希望郷いわて大会北上市実行委員会 北上サポーターズ登録証受領(北上市役所)	11月 5日	ビジネスマッチ東北2015(夢メッセみやぎ) (当金庫お取引先出展企業16先、視察15名)
6月18日	「年金無料相談会」開催(藤根支店)	11月12日	第6期「きたしん次世代経営塾」第4回勉強会(ブランニュー北上)
7月 2日	「年金無料相談会」開催(むらさきの支店)		経営者セミナー(ブランニュー北上) 講師:敷田 正法氏 演題:~人の心を動かす「気遣い力 とは~
7月 7日	第6期「きたしん次世代経営塾」開講式 第1回勉強会(ブランニュー北上)		(きたしん次世代経営塾と共催)
7月12日	第41回北上信用金庫ゴルフ大会(栗駒ゴルフ倶楽部、 表彰式: ホテルシティブラザ北上)	11月13日	総代懇談会開催(本店・北上駅前支店・東支店) (ホテルシティブラザ北上)
7月14日	平成26年度決算報告会(職員)(北上高等職業訓練校)	11月16日	総代懇談会開催(常盤台支店・大堤支店・むらさきの支店) (ホテルシティプラザ北上)
7月15日	平成26年度決算報告会(北上市様)(ブランニュー北上)	11月18日	総代懇談会開催(西和賀支店)(ホットハーブ錦秋)
7月23日	平成26年度決算報告会(報道機関様)(ホテルシティプラザ北上)	11月20日	総代懇談会開催(藤根支店·柳原支店)(黄金荘)
7月25日	東北地区信用金庫協会野球大会(弘前市運動公園野球場 (はるか夢球場))~26日	12月 3日	「年金無料相談会」開催(藤根支店)
7月30日	平成26年度決算報告会(西和賀町様)(ホテル対滝閣)	12月15日	「振り込め詐欺」被害防止運動(全店)
8月 3日	「よいこのお絵かき大会 各店ロビー ~21日	平成 28 年	
8月 7日	北上みちのく芸能まつり市民パレード参加	1月 8日	北上信用金庫市政懇談会(ホテルシティプラザ北上)(参加266名)
	本通り商店街夏祭り歩行者天国にて、アンパンマン握手会開催	1月11日	第15回北上信用金庫杯ソフトテニス大会(北上総合体育館) (中学校:参加36組72名、小学校:参加6組12名)
8月14日	「振り込め詐欺」被害防止運動(全店)	1月13日	西和賀町町政懇談会(髙繁旅館)(参加29名)
8月22日	第28回北上信用金庫OB会定期総会・決算報告会 (ブランニュー北上)	1月18日	クラウドファンディングセミナー開催
9月 1日	西和賀町デザインプロジェクト記者発表	17,100	(当金庫本店会議室)(受講者30名)
9月 2日		2月25日	「年金無料相談会」開催(北上駅前支店)
9	きたしん健康友の会旅行「日光東照宮四百年祭と鬼怒川温泉の旅」 ~4日	2月26日	「ふるさと納税まるわかりイベントin北上」開催 (さくらホール)
9月15日	第6期「きたしん次世代経営塾」第2回勉強会(北上オフィスプラザ)		(参加260名) 講師:株式会社トラストバンク 代表取締役 須永 珠代氏
9月21日	秋の全国交通安全運動(市内一斉街頭活動)~30日	3月16日	第8回北上市地域貢献活動企業功績賞受賞
9月23日	鬼っジョブ〜北上おしごとパーク〜2015に出展	3月22日	「復興デザインマルシェ2016 西和賀町「地方創生地域づくりデザ
10月14日	第22回きたしん文化講演会(さくらホール)(聴講者827名) 講師: 紺野美沙子氏 演題「今、大切にしたいこと〜朗読とともに」		インプロジェクト」プランド発表会開催 (東京ミッドタウン アトリウム)
10月14日	岩手県信用金庫協会主催旅行「種子島・屋久島・瀬戸内海クルーズ 5日間の旅」〜23日 (参加40名)	3月25日	当金庫常盤台支店が、特殊詐欺事件を未然に防止したことにより、 北上警察署長様より感謝状を贈呈される

平成27年度各店の活動

【本 店】

- ・きゅうり天王宵宮祭り手伝い
- ・本通り一丁目にぎわい夏祭り歩行者天国催し手伝い
- ・新道稲荷宵宮祭り手伝い
- ・ほんまち・しんまち「結」夏祭り手伝い
- ・春、秋全国交通安全運動における黒沢尻西小学校通学路で の交通安全指導
- ·店外清掃活動

【藤根支店】

- · 佐野公園清掃活動 (年 3 回実施)
- ・わがの里地域交流夏祭り手伝い
- ・社会福祉法人方光会感謝祭手伝い
- ・春、全国交通安全運動における107号線にて交通安全指導

【西和賀支店】

- ・錦秋湖マラソン手伝い
- ・湯川温泉山菜フェスタ手伝い
- ・湯本温泉丑祭り手伝い
- ・湯川温泉きのこまつり手伝い
- ・春、秋の全国交通安全運動における交通安全街頭指導及び 黄色い羽根配布事業への協力
- ・雪あかり 2016 in にしわがへの参加
- ・にしわが春だし競争 2016 への参加

【常盤台支店】

- ・常盤台七夕まつりへの参加
- ・春、秋の交通安全運動における交通安全街頭指導

【大堤支店】

- ・社会福祉法人立正会夏祭り手伝い
- · 大堤公園清掃活動

【北上駅前支店】

- ・北上駅西口地域安全連絡協議会地域パトロールへの協力
- ・春、秋の大通り花壇植栽活動
- ・春、秋の交通安全運動における交通安全街頭指導
- ・しんきんゲートボール大会開催 (東支店との合同開催)

【柳原支店】

- ・春、秋の交通安全運動における交通安全街頭指導
- ・特別養護老人施設いいとよ夏祭り参加手伝い

【むらさきの支店】

・特別養護老人施設いいとよ慰問活動

【東支店】

- ・春、秋の交通安全運動における交通安全街頭指導
- ・山の神神社奉納祭大演芸会への参加
- ・しんきんゲートボール大会開催(北上駅前支店との合同開催